

信州公衆衛生学会 医学研究の利益相反に関する指針
Policy of Conflict of Interest (COI)

I 目的

人間を対象とする医学研究の倫理的原則は「ヘルシンキ宣言」「臨床研究の倫理指針」「疫学研究に関する倫理指針」において述べられている。本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されている事を考慮し、「信州公衆衛生学会 医学研究の利益相反 (COI) に関する指針」を策定する。本指針の目的は、本学会における活動や研究成果の発表を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、社会的責務を果たす事にある。

II 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の役員

III 対象となる活動

本学会が主催する全ての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術講演会
- (2) 信州公衆衛生雑誌の発刊
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

IV 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の項目の基準を超える場合には、その状況を申告するものとする。

- (1) 研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体の役員、顧問職、社員として報酬額が年間 100 万円以上。
- (2) 1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料について、1つの権利使用料が年間 100 万円以上。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）について、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料について、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費について、1つの企業・団体から臨床研究（受託

研究費，共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上。

- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金について，1 つの企業・組織や団体から申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合。
- (9) その他，旅行，贈答品などの提供がある場合。

V 実施方法

1 会員の責務

本学会の会員は本学会の指針に従い，研究に関連する利益相反がある場合は所定の様式で開示するものとする。申告の方法については，学術論文は投稿規定に，学会演題発表については総会の案内に提示する。

2 役員の責務

本学会の役員（理事長，理事，幹事）は，就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行うものとする。また申告は任期毎に行う。新たに利益相反状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。提出された申告書は事務局で厳封の上で保管し，任期の終了に伴い破棄する。役員の申告内容については，理事会において定めた書式を使用するものとする。

3 理事会の役割

理事会は，重大な利益相反状態が生じた場合，あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合，改善措置等を指示する事ができる。

4 編集委員会の役割

信州公衆衛生雑誌編集委員会は，本学会が発刊する刊行物における発表論文等において本指針に反する内容があった場合，掲載を差し止めるなどの措置を講ずる事ができる。この場合，速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文の掲載後に違反が発覚した場合は，当該刊行物等に編集委員長名でその旨を公知する事ができる。

VI 施行日

本指針は 2014 年 4 月 1 日より施行する。